

訪問介護事業所
介護ステーション Sefro(セーフロ) 運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、株式会社いわい観光旅行社(以下「事業者」という。)が開設する介護ステーション Sefro(セーフロ)(以下「事業所」という。)が行う指定訪問介護または総合事業訪問介護・総合事業訪問型生活支援サービスの事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態または要支援状態にある高齢者等(以下「要介護者」という。)に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

(事業の運営の方針)

第2条 事業所の従業者は、要介護者の心身の状況や家庭環境等を踏まえて、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことが出来るよう、入浴・排泄・食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、適切かつ総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1)名 称 介護ステーション Sefro(セーフロ)
- (2)所在地 千葉県白井市根 125 番地の 13

(従業者の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- (1)管理者 1名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- (2) サービス提供責任者 1名以上

サービス提供責任者は、事業所に対する事業の利用の申込みに係わる調整、従業者に対する技術指導、訪問介護計画の作成、必要な事務等を行う。

- (3) 訪問介護員 常勤換算で2.5名以上

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜から土曜日とする。日曜日に関しては応相談。
ただし、12月31日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (3) サービス提供時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

(事業の内容及び利用料等)

第6条 事業の内容は次のとおりとし、事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準、千葉県知事が定める条例、介護報酬の告示その他従うべき法令等によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスである時はその1割又は2割又は3割の額とする。

- (1) 身体介護
- (2) 生活援助

2 利用料の額

・指定訪問介護

| | サービスの内容 1回あたりの所要時間 | 利用者負担金 (基本利用料の1割の場合) ※(注1)参照 |
|-------------|-----------------------|------------------------------------|
| 身体介護 中心型 | 20分以上30分未満 | 255円 |
| | 30分以上1時間未満 | 404円 |
| | 1時間以上1時間30分未満 | 591円 |
| | 1時間30分以上 | 30分増すごとに86円を加算 |
| 生活援助 中心型 | 20分未満 | |
| | 20分以上45分未満 | 187円 |
| | 45分以上 | 230円 |

※初回サービスは、200単位の209円が加算されます。

・総合事業訪問介護・総合事業訪問型生活支援サービス(白井市)

| サービス名称 | 内容 | 利用料 (※1 割負担の場合) |
|-------------|-------------------------|-----------------------------|
| 訪問型サービス IV | 身体介護と生活援助を 一本化したサービス | 1回あたり 299円 (20分以上 60分未満) |
| 訪問型サービス VI | 生活援助中心 | 1回あたり 230円 (45分以上 60分未満) |
| 訪問型生活支援サービス | | ※上記訪問型サービスに統合 |
| 訪問型生活支援サービス | 生活支援員による 生活支援サービス | 1回あたり 212円 (30分以上 60分未満) |

※初回サービスは、200単位の209円が加算されます。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、白井市とその周辺地域とする。

(緊急時等における対応方法)

第8条 従業者は、事業を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急時が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(苦情処理)

第9条 事業の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする

(虐待防止)

第10条 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次のとおり措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的(年1回以上)実施する。
- (4) 前(3)号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(個人情報の保護)

第11条 事業所は、利用者等の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」その他従うべき法令等を遵守し適切な取り扱いに努める。

2 事業所が得た利用者等の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者等の了解を得るものとする。

(その他運営についての留意事項)

第12条 事業所、従業員の質的向上を図るための研修の機会を設けるものとし、また業務体制を整備する。

2 従業員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従事者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるために、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従事者の雇用契約の内容とする。

4 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。